

公立大学法人宮崎公立大学定年前再雇用短時間勤務職員就業規則

令和6年3月1日
規程第150号

(目的)

第1条 この就業規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）に勤務する定年前再雇用短時間勤務職員の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(法定との関係)

第2条 定年前再雇用短時間勤務職員の就業に関する事項については、労基法その他の法令の定めによるほかはこの規則による。

(規則の遵守)

第3条 法人及び定年前再雇用短時間勤務職員は、誠意を持ってこの規則を遵守しなければならない。

(採用)

第4条 定年前再雇用短時間勤務職員の採用は、選考による。

(雇用期間等)

第5条 定年前再雇用短時間勤務職員の雇用期間は、当該職に係る定年退職日相当日までとする。

2 雇用の際は、勤務、給与、雇用期間等を明記した雇用通知書を交付する。

3 定年前再雇用短時間勤務職員として採用された者は、公立大学法人宮崎公立大学任期付職員就業規則（平成19年規程第2号）の適用を受ける職員（以下「任期付職員」という。）の例により所要の書類を提出しなければならない。

4 前項の提出書類の事項に異動があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(解雇)

第6条 理事長は、定年前再雇用短時間勤務職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを解雇することができる。

(1) 出勤状況不良で改善の見込みがないとき

(2) 正当な理由なく無断でしばしば遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、2回以上にわたって注意を受けても改めなかったとき

(3) 正当な理由がなく5日以上無断欠勤したとき

(4) 勤務成績又は業務効率が著しく不良で改善の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められたとき

(5) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(6) 法人の職員にふさわしくない非行のあった場合

(7) 前各号に定めるもののほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

(8) 事業の縮小、組織の改廃、その他やむを得ない業務上の都合により剰員が生じ、かつ他に適当な配置先がないとき

(9) 法人が解散したとき

2 法人は、定年前再雇用短時間勤務職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。

(1) 禁錮以上の刑に処せられたとき

(2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入したとき

3 前項第1号に定める禁錮以上の刑に処せられた者のうち、その刑にかかる罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、同号の規定にかかわらず、当該定年前再雇用短時間勤務職員を解雇しないことができる。

(退職)

第7条 定年前再雇用短時間勤務職員は、雇用期間満了の場合を除き、退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに、退職願を提出しなければならない。

2 定年前再雇用短時間勤務職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職したものとする。

(1) 雇用期間が満了したとき 雇用契約期間満了日

(2) 死亡したとき 死亡日

(3) 災害によることなく生死不明、所在不明となったとき 生死不明、所在不明の期間が60日以上になった日の翌日

(服務)

第8条 定年前再雇用短時間勤務職員は、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

2 定年前再雇用短時間勤務職員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの規程の定めに従い、かつ、所属長の命令に従わなくてはならない。

3 定年前再雇用短時間勤務職員は、法人の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 定年前再雇用短時間勤務職員は、職務上知り得た情報の管理に細心の注意を払い、秘密として保護し、法人の許可なく、発表、公開、漏洩をしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、服務については職員の例による。

(勤務時間)

第9条 定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(休暇等の種類)

第10条 定年前再雇用短時間勤務職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休業及び介護時間とする。

2 定年前再雇用短時間勤務職員のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、育児・介護のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。

3 育児休業、介護休業等の取扱いについては、「育児休業・介護休業等に関する規程」で定める。

(年次有給休暇)

第11条 定年前再雇用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、20日に当該職員の1週間の勤務日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数とする。

2 年次有給休暇は、定年前再雇用短時間勤務職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、理事長は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。

3 年次有給休暇が10日以上与えられた定年前再雇用短時間勤務職員に対しては、前項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該定年前再雇用短時間勤務職員の有する年次有給休暇の日数のうち5日について、法人が定年前再雇用短時間勤務職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、定年前再雇用短時間勤務職員が前項の規定により年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

4 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に定年前再雇用短時間勤務職員が必要とする場合には1時間を単位とすることができる。

5 付与された年次有給休暇の残日数は、翌年度に限りこれを繰り越すことができる。

(病気休暇)

第12条 職員が疾病又は負傷のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、必要最小限の病気休暇を与えることができる。

- 2 病気休暇の期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 業務上の負傷又は疾病 90日を超えない範囲内でその療養に必要と認められる期間
 - (2) 私傷病にかかった場合 30日を超えない範囲内で必要と認められる期間(理事長が特別の事情があると認めるときは、30日を超えて認めることができる。)
- 3 病気休暇は、1日、1時間又は10分を単位として承認する。

(特別休暇)

第13条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則別表第2のとおりとする。

- 2 特別休暇は、必要に応じて、1日、1時間又は5分を単位として取り扱うものとする。
(給与)

第14条 定年前再雇用短時間勤務職員に支給する給与は、次のとおりとする。

- (1) 給料
- (2) 通勤手当
- (3) 時間外勤務手当
- (4) 期末手当
- (5) 勤勉手当

- 2 前項第1号に規定する給料月額は、公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程(平成19年規程第53号。以下「給与規程」という。)別表第1一般職給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、第9条の規定により定められた当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間を公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則第41条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、定年前再雇用短時間勤務職員に支給する給与については、給与規程及びこれに基づく規則に定めるところによる。

(旅費)

第15条 定年前再雇用短時間勤務職員の旅費については、職員の例による。

(懲戒)

第16条 定年前再雇用短時間勤務職員の懲戒及び懲戒解雇については、職員の例による。

(労働災害等の補償)

第17条 定年前再雇用短時間勤務職員の公務災害及び通勤災害の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

(健康診断)

第18条 定年前再雇用短時間勤務職員の健康診断については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に定めるところによる。

(受診の命令)

第19条 定年前再雇用短時間勤務職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、法人は定年前再雇用短時間勤務職員に対し、法人の指定する医師の受診を命じることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと思料される場合
- (2) 傷病を理由に欠勤、遅刻、早退を繰り返す場合
- (3) 職務の能率、勤務態度の変化等により、身体又は精神の疾患に罹患していることが疑われる場合
- (4) その他、上記各号に準ずる場合で、法人が必要と認める場合

- 2 定年前再雇用短時間勤務職員は、正当な理由がない限り、前項に定める命令を拒むことはできない。

- 3 定年前再雇用短時間勤務職員は、受診の結果を法人に提出しなければならない。

(社会保険等)

第20条 定年前再雇用短時間勤務職員の社会保険等の適用については、健康保険法(大正

11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定めるところによる。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、当分の間、公立大学法人宮崎公立大学職員の定年等に関する規程附則第4条第1項又は第5条第1項に規定する暫定再雇用職員に準用する。